

宮代町公共工事等部分払事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮代町契約規則（昭和62年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づく部分払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(部分払の対象等)

第2条 部分払の対象となる契約は、工事又は製造その他の請負契約にあつては1件の契約金額が5,000万円以上かつ工期が6月以上のものとし、物件の買入契約にあつては履行期間が6月以上の契約で町長が特に必要と認めたものとする。

2 部分払の支払回数は、次の各号に定める回数の範囲内において行うものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が1億円未満の場合 1回

(2) 契約金額が1億円以上の場合 2回

3 部分払の金額は、限度額の範囲内において町長が定める額（契約において部分払に関する特別の定めがある場合は、その定めに基づき算定した額）とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 再度の部分払の請求があつた場合は、契約金額から既に部分払の対象となつた契約金額相当額を控除するものとする。

(検査)

第3条 部分払を受けようとする者（以下「請求者」という。）から確認の請求があつた場合は、宮代町建設工事等検査要綱（平成19年訓令第12号）に基づき、当該請求を受けた日から14日以内に確認の検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

(部分払の請求等)

第4条 請求者は、部分払請求書（様式第1号）に前条の通知の写し及び契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 部分払金の支払は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内とする。

3 部分払金の支払は、請求者の指定する金融機関に振り込むことにより行うものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

部分払金請求書

金

円也

年 月 日に締結した

件名	
場所等	
請負代金	

に対し、部分払金を上記のとおり請求します。

年 月 日

住所
請負者
氏名 印

宮代町長 あて

下記の口座に振込みして下さい。	
金融機関名	
普通 ・ 当座	
フリガナ	
口座名義	